

靴型装具に係る療養費支給申請書への写真の添付について

平成 30 年 4 月 1 日から、治療用装具の靴型装具に係る支給申請書の提出に際し、原則、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付が必要となりました。添付する写真については、以下の 4 点の項目を満たしているものになります。

- (1)治療用装具の全体像が確認できる写真であること。
- (2)付属品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること。
- (3)中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合には、靴から取り出した状態で撮影されていること。
- (4)ロゴやタグ（サイズ標記）が撮影されていること。（ない場合不要）

写真は、別添の【治療用装具写真貼付台紙】に貼り付け、療養費支給申請書に添付してください。

なお、写真の撮影者については、被保険者本人、家族、義肢装具士、事業者等いずれの方でも構いません。